

第1章 総論



本章では、計画策定の背景と趣旨、計画の性格と役割、期間を示します。

1 はじめに

(1) 計画策定の背景と趣旨

- 本県では、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していくため、1999（平成 11）年 3 月に「山形県環境基本条例」（以下「環境基本条例」という。）を制定し、この条例に基づき、2000（平成 12）年 10 月に本県環境政策の指針となる「山形県環境計画」を策定しました。
- その後、環境を取り巻く情勢の変化を受け、2005（平成 17）年度、2011（平成 23）年度に改定を、2016（平成 28）年度に中間見直しを行い、環境の保全及び創造に関する各種施策を進めてきた結果、本県の豊かな暮らしや産業などが持続的に発展するための基盤が形成されてきました。
- 一方で、近年頻発する豪雨など気候変動の影響、プラスチックごみによる海洋汚染、生態系の変化や生物多様性の損失など、今日の環境問題が世界的にも地域的にも危機的なレベルとなっており、私たちの生活にも悪影響を及ぼしつつあります。
- こうした地球規模の環境危機を乗り越えるため、2015（平成 27）年には、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は 2020（令和 2）年から本格運用の段階に入り、国際社会では、2050 年までのゼロカーボン社会¹の構築に向け、温室効果ガス削減の動きが大きく加速しています。
- また、2019（令和元）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は私たちの生活を一変させました。コロナ禍により社会経済活動が制約を受ける一方、新しい働き方やライフスタイルへの変化が求められたことにより、テレワークやオンライン教育が普及するなど、これまで取組みが遅れていたデジタル化が急速に進んでいます。
- 本計画は、このような大きな変革の流れの中にあって、環境基本条例に掲げる「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現していくため、今後の環境政策の目指すべき方向と施策の展開方向を示すものです。



¹ 二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量とが均衡している社会。

環境をめぐる県内の状況

<求められる意識改革と行動変容>



人類が気候変動など待ったなしの環境問題に直面している今、環境について知り、学ぶことで、誰もがこれを「自分ごと」と捉え、行動を変えていくことが求められています。

<気候変動リスクの拡大>



地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨災害や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。令和2年7月豪雨では、最上川が氾濫し、本県でも甚大な被害が発生しました。

<環境と調和した再生可能エネルギー導入>



ゼロカーボン社会の構築に向けては、再生可能エネルギーの導入を一層推進していく必要がありますが、自然環境や景観などとの調和や地域との協調を図りながら進めることが求められています。

<海洋プラスチックごみ問題>



世界的に海洋プラスチックごみ問題への関心が高まっており、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響も懸念されています。漂着ごみの約7割が陸域部由来であると言われています。

<生物多様性の損失>



自然が豊かな本県においても、生物多様性が脅かされています。県内の絶滅危惧種の数も、2004（平成16）年の430種から2018（平成30）年の641種へと大きく増加しています。

<河川等の水質改善>



最上川の水質を40年前と比べると、ほとんどの測定地点で水質が改善しています。合併処理浄化槽や下水道施設の普及により、川に流入する水がきれいになってきていることが背景にあります。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の課題

- 新型コロナウイルス感染症は、世界中に拡大し、人々の生命や生活を脅かし、社会経済活動の停滞や大幅な縮小を招いています。
- 一方で、感染拡大に伴い人々の移動が制約される中、テレワークやオンライン授業、ウェブ会議等が急速に普及し、これまで取組みが遅れていたデジタル化の動きが加速しています。こうした社会のあり方や働き方、ライフスタイルの変化は、地方移住への関心を高めるなど、人々の行動や意識、価値観の変化をもたらしています。
- 社会経済活動が制限された結果、世界の二酸化炭素（CO₂）排出量は大きく減少しました。経済の回復に伴いある程度の反動は予想されますが、従来の社会経済に戻ることを目指すのではなく、再生可能エネルギーや省エネ技術の開発・導入などによって経済復興と環境配慮の両立を図る「グリーンリカバリー」を目指していくことが必要です。更に、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への移行、SDGsの普及、ESG投資²の拡大等を進め、より持続可能で強靱な社会経済へと変革していくことが求められます。
- 本県においても、デジタル化や分散型社会への移行など社会の変化をチャンスと捉え、社会経済の復興だけでなく、環境課題の解決にも県民一丸となって取り組むことにより、やまがた創生を推進していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症による変化

	新型コロナウイルス “発生前”	新型コロナウイルス “発生後”
価値観	経済重視	持続可能性重視
社会システム	一極集中	自立・分散型社会
生活スタイル	対面・現金依存	リモート・キャッシュレス中心
人の流れ	地方から大都市へ	大都市から地方へ
D.X ³ の取組み	好ましい	必須

² 環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮しながら事業活動を行う企業の株式や債券などを対象とした投資方法。

³ デジタルトランスフォーメーション（DX: Digital Transformation）。「デジタルによる変革」を意味し、ITの進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開することでコストを削減し、働き方改革や社会そのものを変革すること。

2 計画の性格と役割

- 本計画は、環境基本条例第 10 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、本県における環境の保全・活用・継承に関し最も基本となる計画です。
- また、本計画は、2020（令和 2）年 3 月に策定された「第 4 次山形県総合発展計画」を踏まえ、環境分野の基本計画として施策の展開方向を示すものです。
- 県における各分野の施策や事業は、本計画との整合を図り、環境への配慮の視点を入れながら推進していきます。また、様々な環境課題の解決に向けて、県民、事業者、行政などがそれぞれの役割分担のもとに連携、協力しながら取り組む必要があります。このため、本計画は、環境の保全・活用・継承に向けての各主体の取組みの指針としても位置付けます。
- なお、本計画は、下表のとおり、各法令に基づく計画としても位置付けます。

計画名	該当箇所
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 8 条第 1 項に基づく都道府県行動計画	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 1」
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編） ※同法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準は、別冊「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する基準」に定める。	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 2」「施策の柱 3」
気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 2」
生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に基づく生物多様性地域戦略	第 3 章 施策の展開方向 主に「施策の柱 5」
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編） 【山形県環境保全率先実行計画】	第 4 章 4 「県の事務事業における温室効果ガスの削減」

3 計画の期間

- 本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。
- ただし、計画の策定時に想定されなかった新たな環境に関する課題や社会経済情勢の大きな変化が生じた場合などには、計画期間内に見直しを行います。

山形県環境計画と各種計画との関係

